

新制度における 市町の納付金・標準保険料率算定のおおまかな流れ

※医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を別々に計算する。

医療分

【 $\alpha=1$ 、 β =対全国平均、保険料算定(納付金配分)方式=3方式、高額レセプトを調整する】

1 納付金算定基礎額の算出

○ 県全体の保険給付費から、前期高齢者交付金や普通調整交付金(国費)等の公費を差し引いて納付金算定基礎額を算出する。

※納付金の対象は保険給付費のみ。(出産育児一時金、葬祭費、保健事業等は含めない。)

2 各市町の納付金の算出

①所得水準の反映

ア 県全体の納付金算定基礎額を、人数シェアと世帯数シェアに応じて配分する額(応益分)と、所得シェアに応じて配分する額(応能分)の2つに分ける。

※応益分と応能分の比率は県の所得水準に応じて決まる。

※香川県における応益分と応能分の比率は、おおむね54:46。

イ 応益分を当該市町の人頭シェアと世帯数シェア(応益シェア)に応じて、応能分を当該市町の所得シェア(応能シェア)に応じて、各市町に配分する。

※応益分の按分割合は、人数シェア:世帯数シェア=35:15

医療費水準をどの程度反映させるかは県で設定可能だが、原則は、年齢調整後の医療費水準の差を全て反映する($\alpha=1$)。

②医療費水準の反映

年齢調整後の医療費指数により、各市町の配分額を増減させる。

※ α (年齢調整後の医療費指数を納付金に反映させる係数)

③調整係数(γ)による調整

「①所得水準」及び「②医療費水準」反映後の各市町の納付金基礎額の総額を県の総額に合わせる。

3 各市町の保険料必要総額の算出

○ 市町ごとの納付金を算出後、市町ごとに加減算を行い、保険料必要総額を算出する。

※出産育児一時金、葬祭費、保健事業等の市町ごとに異なる費用を加算。

※保険者支援制度、財政安定化支援事業等の市町に個別に交付される公費を減算。

○ なお、保険料必要総額から、一般会計から繰り入れる基盤安定繰入金(保険料軽減分)を減算した額が保険料収納必要額となる。

4 市町村標準保険料率の算定

○ 市町ごとに収納率(※)で割り戻し、市町ごとの標準保険料率を算定する。

※市町ごとの直近3年の最低値。

各市町は、「標準保険料率」を参考に保険料率を決定。